

川上村「むらの縁側活用ラボ」支援業務仕様書

1. 業務概要と目的

公民館等を地域の居場所として活用する区および地域住民による主体的な取組を側面的に支援することで、地域における居場所づくり（＝むらの縁側活用）の可能性を模索し広げる（＝ラボ）ことを目的とする「むらの縁側活用ラボ事業」について、役場の事業担当者並びに、地域の居場所づくりに取り組む区と住民に対して、助言やファシリテーション等の専門的知識と技術を通じた活動支援、伴走支援の実施を業務とする。業務の目的は、地域の居場所創出を川上村の実情に即して展開していくための方策等を整理し、地域における居場所づくりをより効果的かつ着実に推進することである。

2. 業務内容

（1）予備的調査

①住民等へのヒアリングや情報収集、現地調査の設計と実施

住民をはじめ、地域の居場所創出に関わる村及び関係機関に対して、ヒアリングを実施する。また村の現状を把握するための現地調査を設計し実施する。

②集計及び分析

むらの縁側活用（公民館等の居場所としての活用）定着に向けた基礎的なデータとして活用するため、住民等へのヒアリング結果及び現地調査の結果をとりまとめる。

（2）むらの縁側ラボの運営支援

予備的調査結果をふまえて、自治の単位ごとに立地している公民館等を、地域の居場所「むらの縁側」として住民が自ら活用していくための活動支援を行う。日常的に公民館等を居場所として活用するためのアイデア出しの話し合いのファシリテート役を担い、居場所を運営する体制や仕組みを住民と一緒に検討するとともに、検討した取り組みを実験的に実施する場の運営支援を行う。この結果を踏まえて、各地域に即した公民館等の活用の展開の可能性について提言をまとめる。

（3）相談支援

川上村らしい地域福祉コミュニティのデザイン、構築の手法、住民参画等とその進め方などの、役場担当者等への助言・相談支援。

（4）その他

業務を円滑に実施するため計画的な工程管理を行い、川上村担当者と常に綿密に連絡をとり、適切な業務遂行を図る。

3. 成果物

(1) 業務の過程を意味づける記録

何が起きたのかを確認することができ、第2期川上村地域福祉活動計画内容に反映できるもの（計画策定は委託業務に含まれておりません）

(2) 「むらの縁側ラボ」の展開に向けた提言

モデル地域での実践を踏まえて今後の展開に向けた提言をまとめたもの

4. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5. 契約代金の支払

業務を完了し、成果物の納入確認後受託者からの請求により支払う。

6. その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務中に知り得た事項について、本村の承諾なしに他に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法に掲げる事項を遵守しなければならない。また本業務が終了または解除された後においても同様とする。

(2) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果品および派生する権利等の副産物は、全て本村に帰属するものとする。

(3) その他

本仕様書に記載されていない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合には本村と協議の上決定するものとする。

7. 担当事務局（納入場所）

川上村健康福祉課

〒639-3594

奈良県吉野郡川上村大字迫 1335-7

TEL 0746-52-0111（代表）（内線25）

FAX 0746-52-0345

E-mail fukushi@vill.nara-kawakami.lg.jp

以上